

自主防災組織結成の手引き



須賀川市

総務部市民安全課 危機管理係

TEL (0248) 88-9185

FAX (0248) 73-4160

メール s-bousai@city.sukagawa.lg.jp

目 次

第1章 自主防災組織の必要性	P 1
1 自主防災組織とは？	P 1
2 自主防災組織はなぜ必要か？	P 1
第2章 組織づくりの方法	P 1
1 自主防災組織の要件	P 1
2 適正な組織の規模	P 1
第3章 組織の主な活動内容	P 4
1 平常時の活動	P 4
2 災害時の活動	P 4
自主防災組織規約の作成例	P 5
自主防災組織の設立届	P 7
市の自主防災組織推進事業	P 8

第1章 自主防災組織の必要性

1 自主防災組織とは？

自主防災組織とは、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織のことで、平常時は防災訓練や広報活動など、災害時には、情報の収集や伝達・初期消火・避難誘導・救出救護・給水給食などの活動を行います。

2 自主防災組織はなぜ必要か？

自然災害が頻発化・激甚化している昨今、大規模な災害が発生した場合、国・県・市などの行政、消防などの防災機関だけでは、十分な対応ができない可能性があります。このような時、住民が一致協力し、地域ぐるみで取り組むことで有効な対策をとることができます。ここに自主防災組織の必要性があります。

須賀川市の自主防災組織

(令和6年3月31日現在)

組織数...71 町内会・行政区

組織率...61.2%

第2章 組織づくりの方法

1 自主防災組織の要件

自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定め、市役所に「自主防災組織の設立届」を提出していただきます。

2 適正な組織の規模

自主防災組織は、地理的条件、生活環境などから見て、地域として一体性を有する大きさが最も効果的に活動できる規模とされています。そのため、自主防災組織の多くは、町内会・行政区ごとに結成されています。

◆町内会・行政区を活用して結成する方法の具体的手順

- (1) 自主防災組織の結成について、町内会・行政区に提案する。
- (2) 結成準備を行う担当者を決める。

(3) 自主防災組織の基本的な事項について案をまとめる。

- ア 組織の形の決定
- イ 組織の編成案の作成
- ウ 役員の人選
- エ 規約案の作成
- オ 活動計画案の作成
- カ 収支見込み

(4) 役員会で案の了承を得る。

(5) 町内会・行政区の総会で、討議、可決する。

(6) 自主防災組織の設立届を市民安全課に提出

◆自主防災組織の基本的事項

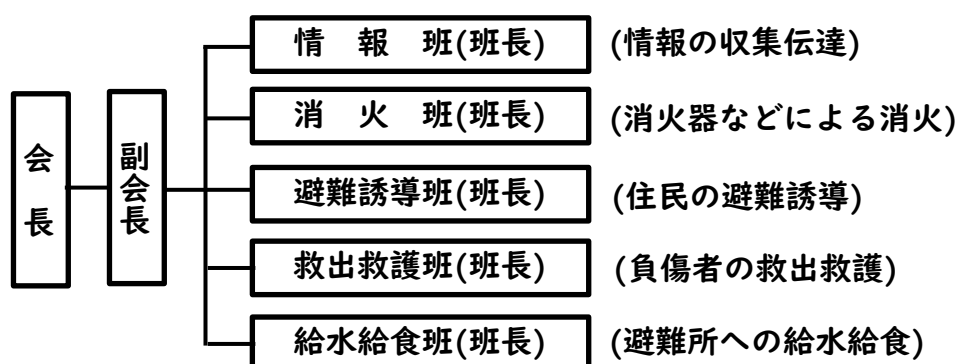
(1) 組織の形の決定

町内会・行政区を活用した自主防災組織を結成する場合、組織の形にはいくつかのタイプ（型）があります。それぞれの長短があることから、こういった組織にするかは地域の実情に応じて検討することが大切です。

型	概要説明	役員構成
重複型	町内会・行政区の組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせる形。	町内会・行政区の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる。
内部組織型	町内会・行政区の下で、別に自主防災部門をつくる形。	町内会・行政区役員とは別に、独自に代表者、役員を選ぶ。
別組織型	町内会・行政区とは別に自主防災組織を結成する形。	独自に代表者、役員を選ぶ。

(2) 組織の編成案の作成

自主防災組織の一般的な編成（組織図）と役割は、次のとおりです。



このほか、地域の実情に応じ、水防班、巡視班などの設置も考えられます。

(3) 役員の人選

組織の形や編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行い、総会までに最終的な候補者を立てておく必要があります。

(4) 規約案の作成

自主防災組織が組織として活動するには、規約を定めることが必要です。規約を定める方法としては、次の2つの方法が考えられます。

- ・新たに自主防災組織の規約を定める方法（P 5～6 参照）
- ・町内会・行政区の規約を改正して対応する方法

(5) 活動計画案の作成

年間活動計画の案を立てます。防災活動は多岐にわたるため、できるところから少しずつ取り組みましょう。自主防災組織の活動を町内会・行政区の行事と合わせて行うことは、取り組みやすく、予算削減の面からも有効な方法です。

(6) 収支見込み

自主防災組織の活動に要する経費について、収支の見込みを出します。活動方法を工夫することで、経費をかけずに活動することもできるため、収支見込みを立てる際は、地域実情、活動内容をよく検討したうえで立てましょう。

第3章 組織の主な活動内容

1 平常時の活動

項 目	具体的な活動内容
1. 災害に備えるための活動	・ 防災資機材の整備 ・ 備蓄品の管理
2. 災害被害を防ぐための活動	・ 地域の危険箇所の把握 ・ 地域の避難経路、避難場所の把握 ・ 地区防災計画と防災マップの作成
3. 災害時活動の習得	・ 自主防災訓練 (消火訓練、避難訓練、安否確認訓練、給食給水訓練等)
4. 普及啓発活動・広報誌の発行	・ 広報誌の発行 ・ 防災講演会の開催

2 災害時の活動

項 目	具体的な活動内容
1. 情報収集・伝達活動	・ 被害情報、救護情報の収集と伝達 ・ 防災機関との連絡
2. 初期消火活動	・ 消火器などによる消火活動
3. 避難誘導活動	・ 住民を避難所へ誘導（避難行動要支援者を優先） ・ 住民の安否確認（避難行動要支援者を優先）
4. 救出救護活動	・ 負傷者の救出救護 ・ 医療機関への連絡 ・ 介助が必要な人への手助け
5. 給食給水活動	・ 食料、飲料水の調達と炊き出し ・ 救援物資の受領、分配

※ 上記の活動内容は、あくまで参考例です。それぞれの地域に見合った活動内容を、みんなで話し合って決めてください。

〇〇町（区）自主防災組織規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇町（区）自主防災組織（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

集会所や区長宅

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること。
- （2）地震等に対する災害予防に関すること。
- （3）地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）防災資機材等の備蓄に関すること。
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会は、〇〇町内（区）にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 〇名
- （3）幹 事 〇名
- （4）監 査 〇名

経費は、町内会等会計をもってあてる場合等は「監査」は不要

2 会長は、町内会長（区長）をもってあてる。

3 役員は、会員の互選による。

4 役員の任期は、〇年とする。

任期を町内会（区）役員の任期とすることも可能。

（役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括するとともに、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

3 幹事は、会務の運営にあたる。

4 監査は、会の会計を監査する。

経費は、町内会等会計をもってあてる場合等は「監査」は不要

（役員会）

第8条 役員会は、前条の役員をもって必要により随時開催する。

2 役員会の議事は、出席する役員の過半数をもってこれを決定する。

（総会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、(町内会(区)総会にあわせ)開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他必要と認められる事項。

経費は、町内会等会計をもってあてられる場合等は「予算及び決算に関する事」は不要

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、安否確認及び避難誘導に関する事。
- (3) 防災知識の普及・啓蒙に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(雑則)

第15条 この規約に定めのない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

- ・第11条(会費)は、町内会等会計をもってあてられる場合等は不要
- ・第12条(経費)は、町内会等会計をもってあてられる場合等は「本会の運営に要する経費は、町内会(区)会計をもってあてられる。」等の表記
- ・第13条(会計年度)は、町内会等会計をもってあてられる場合等は不要
- ・第14条(会計監査)は、町内会等会計をもってあてられる場合等は不要

年 月 日

須賀川市長

組織名
代表者

印

自主防災組織の設立届

下記のとおり自主防災組織を設立しましたので届出します。

記

1 組織名等

組 織 名	
代 表 者	
代表者住所	〒 ー
(電話番号)	(ー)
設立年月日	年 月 日
会 員 数	人 (世帯)

2 添付書類

- (1) 規約
- (2) 役員名簿

市の自主防災組織推進事業

1 自主防災組織に対して防災資機材を貸与

貸与品一覧表（1 自主防災組織）

防災資機材名	規 格 等	数 量
ハンドマイク	出力10w	1台
ヘルメット	FRP樹脂製、団体名入り	10個
強力ライト	肩掛けベルト付	10個
スコップ	剣か角スコップ、木柄	5丁
バケツ	8リットル型	10個
腕章	ビニールカバー付、団体名入り	10枚
ロープ	トラロープ（径9mm×100m）	3巻
ブルーシート	4間×4間、ブルー色	3枚
土のう袋	62cm×48cm	100枚
ブルゾン		10着
プレハブ物置 (積雪型)	2.5㎡～3.0㎡程度の大きさ 例：幅1.87m×奥行1.52m×高2.12m 幅2.22m×奥行1.17m×高2.12m	1棟

※品目や数量は変更になる場合があります。

2 自主防災組織リーダー等を対象とした講習会・講話・訓練等の開催

防災意識の啓発や自主防災組織の指導的立場にある方に、必要な知識・技能を習得していただくとともに、組織の活性化のために活躍できる人材育成を図ることを目的に、応急手当方法や初期消火などの講習会も実施する予定です。

3 防災士資格取得奨励金

地域防災力の向上を目的に、地域防災の担い手となる防災士の養成を促進し、災害に強いまちづくりを進めるため、防災士資格取得に要する経費の一部を助成します。

防災士とは…

防災に関する知識を習得することで、リーダーシップを発揮し、平常時の地域における防災体制づくりの中核となるとともに、災害時には地域防災活動の先導役として活動できる、「地域の防災リーダー」です。

4 地区防災訓練・講話・防災計画作成等の支援

職員派遣や専門的な知識をもつ方の紹介など、各地区で実施する防災訓練や講話などができる限り支援しますので、ご連絡ください。また、地区防災計画、防災マップ等の策定支援もしますのでご検討願います。